国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
目次	目次	
第1章 総則(第1条-第9条)	第1章 総則(第1条-第9条)	
第2章 雑則(第10条・第11条)	第2章 雑則(第10条・第11条)	
附則	附則	
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)	
(1)定義	(1)定義	
(表は省略)	(表は省略)	
(2)分任出納役	(2) 分任出納役	
分任出 納役と して指 定する 役職	分任出 納役と して指 事務の範囲 定する 役職	
府中地 農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学区事務 部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究セン ター(以下「FS センター」という。)を含む。)におけ る収入金の収納事務 工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学 部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連 携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学 術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物 館における収入金の収納事務	府中地 農学研究院、農学府、連合農学研究科及び農学部(農学区事務 部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究セン部会計 ター(以下「FS センター」という。)を含む。)における室長 収入金に関する事務 工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、先端産学連携研究推進センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)及び科学博物館における収入金及び支出金に関する事務	

(3) 出納役所属出納員

部課	出納員として指定 する役職	事務の範囲	
研究国際部学術情報課	研究国際部学術情 報課 総務係長	府中図書館における <u>収入金</u>	
门月羊似花	研究国際部 学術情報課長	の収納事務	

(4)分任出納役所属出納員

分任出納 役	出納員として指定する役職	事務の範囲
府中地区 事務部 <u>事</u>	府中地区事務部農学部附属 動物医療センター事務室総 務係長 府中地区事務部会計室 会計係長	
<u>務長</u>	府中地区事務部 FS センター業務係長 府中地区事務部 FS センター総務係長	FS センターにおける <u>収入</u> <u>金の収納事務</u>

(3) 出納役所属出納員

部課	出納員として指定 する役職	事務の範囲	
研究国際部学術 情報課	研究国際部学術情 報課 総務係長	府中図書館における <u>収入金</u> に関する事務	
月平以11木	研究国際部 学術情報課長		

(4)分任出納役所属出納員

分任出納役	出納員として指定する役 職	事務の範囲
府中地区事 務部 <u>会計室</u>	府中地区事務部農学部附 属動物医療センター事務 室総務係長 府中地区事務部会計室 会計係長	農学部附属動物医療セン ターにおける <u>収入金に関</u> <u>する事務</u>
長	府中地区事務部 FS センター業務係長 府中地区事務部 FS センター総務係長	FS センターにおける <u>収入</u> <u>金</u> に関する事務

別表第3(第4条関係)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

機関	会計機 関とし て指定 する職 位	代行機 関の職 位	代行機関が処理する事務の範囲
出納命令役			(省略)
契約担当役	学長	経理調	(省略) 契約担当役の行う契約等収入又は支出の 原因となる行為のうち、財務部経理調達 課の所掌に係る事務。ただし、契約等支 出の原因となる行為のうち、金額が500万 円を超えるものを除く。
		施設整	(省略) 契約担当役の行う契約等収入又は支出の 原因となる行為のうち、財務部施設整備 課の所掌に係る事務。ただし、契約等支 出の原因となる行為のうち、金額が500万 円を超えるものを除く。

別表第3(第4条関係)

代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名出納命令	会計機 関と する職位	1 41 4 1224	代行機関が処理する事務の範囲 (省略)
1 '			
役			
契約担当役	学長	財務部達課長財務部	(省略) 契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、財務部経理調達課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。 (省略)
		施設整備課長	因となる行為のうち、財務部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変 <u>更額を含む。</u> が500万円を超えるものを除く。

	1			 1	1	T
	研究国	契約担当役の行う契約等収入又は支出の		研究国	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原	
	際部	原因となる行為のうち、図書館の所掌に		際部	因となる行為のうち、図書館の所掌に係る	
	学術情	係る事務。ただし、契約等支出の原因と		学術情	事務。ただし、契約等支出の原因となる行	
	報課長	なる行為のうち、金額が500万円を超える		報課長	為のうち、金額(契約金額の変更額を含	
		ものを除く。			む。)が500万円を超えるものを除く。	
		(省略)			(省略)	
	府中地	契約担当役の行う契約等収入又は支出の		府中地	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原	
	区事務	原因となる行為のうち、府中地区におけ		区事務	因となる行為のうち、府中地区における上	
	部	る上記以外の事務(FS センターに属する生		部	記以外の事務(FS センターに属する生産物	
	事務長	産物の売払に係る事務を含む。)ただし、		事務長	の売払に係る事務を含む。)。ただし、契	
		契約等収入又は支出の原因となる行為の			約等収入又は支出の原因となる行為のう	
		うち、金額が500万円を超えるものを除			ち、金額(契約金額の変更額を含む。) が50	
		< ∘			0万円を超えるものを除く。	
	小金井	契約担当役の行う契約等収入又は支出の		小金井	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原	
	地区事	原因となる行為のうち、小金井地区にお		地区事	因となる行為のうち、小金井地区における	
	務部	ける上記以外の事務。ただし、契約等収		務部	上記以外の事務。ただし、契約等収入又は	
	事務長	入又は支出の原因となる行為のうち、金		事務長	支出の原因となる行為のうち、金額(契約	
		額が500万円を超えるものを除く。			金額の変更額を含む。)が500万円を超える	
					ものを除く。	
財		(省略)	財		(省略)	
産			I I			
管			産管			
理			理			
役			役			
				_		

附 則 (規程第60号)

この規程は、平成27年9月7日から施行する。